（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中健康保険法施行規則第百十三条第一項及び第百十四条第一項の改正規定を削る。

附則第一条第二号中「第二条、第四条及び第十六条の規定　番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日」を「第二条及び第四条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定　平成二十九年一月一日」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十六条の規定　番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

附則第一条の次に次の二条を加える。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条の二　全国健康保険協会（以下この条において「協会」という。）が管掌する健康保険の被保険者の資格を取得若しくは喪失したとき若しくは協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときの届出等（届出、申出又は申請をいう。以下この条において同じ。）又は厚生労働大臣若しくは日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することとされる届出等については、第二条の規定による改正後の健康保険法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条の三　被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき若しくは被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときの届出等（届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）又は厚生労働大臣若しくは機構に提出することとされる届出等については、第四条の規定による改正後の船員保険法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則に基づく様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2　当分の間、日本年金機構（以下この項において「機構」という。）に提出することとされる健康保険被保険者資格取得届の様式は、第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第三号による。

○国土交通省令第八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九条、第十六条第二項及び第四項、第三十三条第四項、第三十九条第一項及び第二項、第五十八条の二、第七十六条、第九十四条の五第二項及び第十項、第九十四条の十、第九十六条の四第一項並びに第九十六条の十四、自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十四条第四項、第十五条第二項、第三十八条及び第四十八条第一項並びに自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第一条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の十七第二項中「昭和四十五年運輸省令第七号」の下に「。以下「規則」という。」を加える。

第四十三条の六中「自動車登録規則」を「規則」に改める。

第六十二条の二の五第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　令第十四条第四項並びに規則第六条の九第五項、第六条の十二第五項及び第六条の十五第四項の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務（令第十四条第四項の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務にあつては、法第七条第五項の規定によるものを除く。）

第六十二条の二の十八第一項第五号ハ中「第六十二条の二の五第三項第三号」を「第六十二条の二の五第三項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　法第三十三条第四項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第三号の規定により回答した件数

第六十四条の二を次のように改める。

（法第三十三条第四項の国土交通省令で定める自動車）

第六十四条の二　法第三十三条第四項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を譲渡する者が当該自動車に関して既に交付を受けている譲渡証明書を有する場合における当該自動車とする。

第六十六条の二第一項中「自動車登録規則」を「規則」に改める。

別表第二新規検査及び予備検査の項第三号中「保安基準適合証の提出がある自動車の検査」を「保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定により申請書への記載をもつて提出に代える場合（継続検査に係る場合を除く。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査」に、「保安基準適合証を審査する」を「保安基準適合証（法第九十四条の五第二項の規定により登録情報処理機関に提供される保安基準適合証に記載すべき事項を含む。）を審査する」に改め、同表継続検査、臨時検査及び構造等変更検査の項第二号中「保安基準適合証の提出がある自動車の検査」を「保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定により申請書への記載をもつて提出に代える場合（継続検査に係る場合に限る。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査」に改め、「当該保安基準適合証」の下に「（法第九十四条の五第二項の規定により登録情報処理機関に提供される保安基準適合証に記載すべき事項を含む。）」を加える。

第一号様式備考(3)中「漢文字とする」を「漢文字とするほか、国土交通大臣の定めるところによる」に改め、同様式備考(6)中「二けた」を「二字」に、「三けた」を「三字」に改め、「アラビア数字」の次に「又はアラビア数字及びローマ字の組合せ」を加える。

第十二号様式備考(3)中「黒文字とすること」を「黒文字とするほか、国土交通大臣の定めるところによる」に改める。